

登記申請（相続、抵当権抹消、会社・法人の役員変更など）や法定相続情報証明の

手続案内は 事前予約制です



- ★ まずは、[ホームページの申請書等の様式及び作成方法等をご確認](#)いただき、ご不明な点がありましたら、手続案内をご利用ください。待ち時間なくご利用いただけるよう[予約制](#)としておりますので、[事前に電話で予約をお願いします。](#)

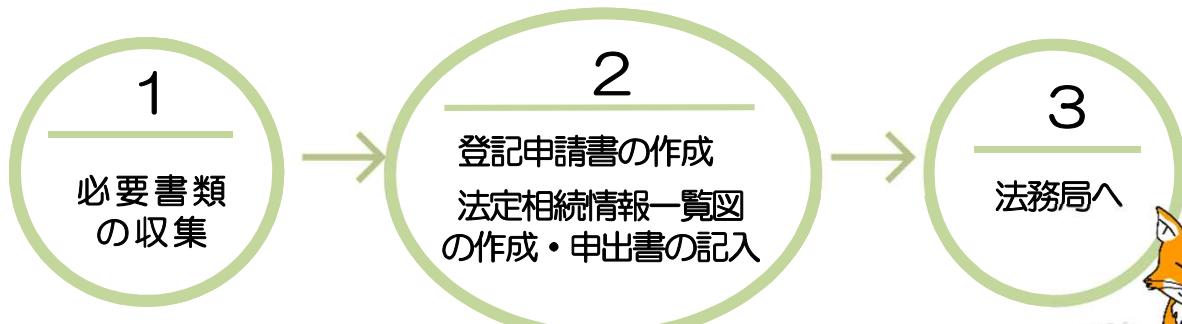
予約申込み連絡先

※取扱時間は各連絡先によって異なりますので、事前予約の際にご確認ください。

山形地方法務局登記部門		023-625-1619	
寒河江支局	0237-86-3258	新庄支局	0233-22-7528
米沢支局	0238-22-2148	鶴岡支局	0235-22-1003
酒田支局	0234-25-2221	村山出張所	0237-53-2812

山形県内の商業・法人	山形地方法務局登記部門	023-625-1619
------------	-------------	--------------

登記申請・法定相続情報証明の手続の3ステップ！



申請書の様式や必要な書類は、[こちら](#)をクリックしてください。

- ★不動産登記申請書 [こちら](#) ★商業・法人登記申請書 [こちら](#)
★法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出 [こちら](#)

手続案内をご利用のみなさまへ

予約時間に担当職員から電話をします（※電話による手続案内の場合のみ）

- ・1回の案内時間は、**20分以内**とさせていただきます。
- ・予約時間から10分以上お電話の応答がない場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。ご注意ください。

事前のご準備をお願いします

- ・法務局ホームページに掲載している情報を利用して手続案内を行いますので、あらかじめ必要な様式や記載例のご準備をお願いします。

ご自身で作成してください

- ・手続案内は、申請書等の一般的な書き方や添付書類の説明を行うもので、法務局の職員が書類を「作成」することはできません。

事前の審査・法的判断は行いません

- ・手続案内は、職員が申請（申出）前の書類に不備がないか審査するものではなく、登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。
- ・申請（申出）後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。手続案内は、登記等の完了を保証するものではありません。

申請資格のある方に限ります

- ・申請人（申出人）本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。必要に応じて本人確認を行います。



★各種登記の申請手続は、司法書士や土地家屋調査士に依頼することができます。

★法定相続情報一覧図の作成や戸籍謄本等の収集手続等は、資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に依頼することができます。

司法書士や土地家屋調査士などの資格をお持ちでない方が、他人の依頼を受けて登記申請書の作成や代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合があります。